

令和8年度

門市地域のまちづくりに対する金銭的支援をします

美篠地域協議会

◆募集期間◆

令和8年1月23日（金）から2月20日（金）まで



美篠地域協議会が審査により決定

※申請状況により、追加で事業の募集を行う場合もあります。



◆目的◆

この事業は、美篠地域の皆さん自らが、美篠地域全体の課題解決や地域振興のために行う実践的な活動を支援する制度です。

皆さんのアイデアや工夫で地域づくりが活発化し、美篠地区が「住みよいまち」になるよう、地域づくり活動に取り組んでみませんか。

◆事業実施団体◆

自治組織（区など）、地域づくり団体（グループ）等

◆交付金の規模◆

美篠地域自治区（美篠地域協議会） 予算総額 約160万円

申請された事業を美篠地域協議会が審査・選考し、採択された事業には、予算の範囲内で交付金を配分します。

◆対象事業◆（美篠地区全体に対して）

- 美篠地域の活性化に資する事業
- 安心・安全な地域づくりに資する事業
- 保健・福祉の充実に資する事業
- 環境の保全、景観形成に資する事業
- 伝統文化の振興に資する事業
- 産業の振興に資する事業 など



◆対象外事業◆

- 政治、宗教、営利を目的とする事業
- 既に実施している地域のイベント（恒例行事）等の事業
- 単に施設・設備の充実を目的とした事業
- 団体・個人の資産形成や給付等の補助的事業 など

◆対象経費◆

対象事業の実施に要する経費から特定財源及び対象外経費を控除した経費

【特定財源】

他の補助金・支援金、事業収入など

【対象外経費】

団体・施設の運営費及び人件費、慰労会等の飲食費、汎用性の高い備品購入費など

◆事業充当率（補助率）◆

10/10 以内（千円未満は切り捨て）

◆事業実施期間◆

交付決定の日（令和8年4月上旬予定）から令和9年3月31日まで

※交付決定の日以後に着手し、必ず期限内に事業を、完了してください。

◆申込方法◆

- ①「伊那市協働のまちづくり交付金事業計画書兼申請書」に必要な添付書類（事業内容、予算書、見積書など）を添え、募集期間内に美篠地域自治区事務所（伊那市役所美篠支所）にご提出ください。
- ②申請書の様式は、美篠支所の窓口で配布しています。伊那市公式ホームページからもダウンロードできます。

◆その他◆

この事業は、平成28年度に創設され、令和8年度も引き続き実施する予定ですが、来年度予算成立前ですので、制度の内容の一部が変更になる場合もあります。

問い合わせ先

美篠地域自治区事務所（美篠地域協議会事務局）

〒396-0111 伊那市美篠 4999 番地 1

伊那市役所 美篠支所（美篠きらめき館内） 電 話：0265-72-2360

FAX：0265-74-1261 メール：mss@inacity.jp

Q & A

①どのような活動が対象になるのでしょうか？

区や町内会、または市民でつくる5名以上の団体等が、独自のアイデアにより、自らが主体となって行う公益的な地域づくりの実践活動で、先駆的かつ他の地域への波及効果が期待できる事業が対象になります。

地域に根ざし、美篠地域全体を良くしようとする特色ある活動ならば、分野は自由です。ただし、団体・個人の資産形成や備品購入のみの事業は対象外です。

②どのような支援が受けられますか？

活動のために要する経費（講師謝礼、交通費、資料作成費、材料費、消耗品費、機械等借上料、会場使用料など）を支援します。

③どのように事業や申請額を決めるのですか？

申請のあった事業を美篠地域協議会で審査し、交付事業を決定します。結果は申請団体に直接通知します。

（選考の基準は、趣旨の整合性、活動の主体性、先駆性、発展性、期待できる効果など）

④自己資金が必要ですか？

対象経費については、基本的に全額交付します。ただし、支援金の額は美篠地域協議会によって決定されますので、申請した額の全額が補償されるものではありません。

また、千円未満の金額は切り捨てとなりますので、自己資金が必要となります。事業内容によっては、会費や参加費など自己資金の確保をお願いします。

⑤対象にならない経費は具体的にどのようなものですか？

活動に要する経費でも、団体の人事費・施設管理費、会合等の飲食費、参加者記念品などは対象外です。

⑥活動報告及び経費の管理方法は？

活動の状況は写真等で管理していただき、経費の管理は出納簿や証拠書類によります。事業完了後の報告に必要となりますので、適切な処理をお願いします。

また、活動内容はホームページ、広報誌、報告会等で公開させていただきます。

⑦美篠地区での昨年の取り組み状況は？

令和7年度は次の5つの事業が交付事業となっています。

- ・美篠小学校資料館整備と資料館と地域人材を生かした郷土学習
(美篠小学校資料館運営委員会)
- ・美篠小学校見守り隊の巡回警備用品整備 (美篠小の子どもを守り育てる会)
- ・美篠地区の桜の名所を活用した地域活性化事業 (各種団体協議会)
- ・三峰川河川及び河川周辺環境整備 (美篠地区区長会)
- ・こども自転車教室 (自転車安全教育プロジェクト)

交付金活用事例

【事業】

美篠地域全体の活性化、安心・安全な地域づくり、福祉の充実、環境の保全、景観形成、伝統文化の振興、地域産業の振興を目的とする事業

- ・森林活用による木工産業等の振興
- ・耕作放棄地の活用
- ・地域特産品の開発（ブランド化）
- ・空き家、空き店舗を活用した地域活性化
- ・買い物弱者支援
- ・子育て支援（相談・交流事業など）
- ・子どもの郷土愛を育む活動
- ・まちじゅう〇〇プロジェクト（そば畠、花畠、イルミネーション）
- ・観光スポット構築
- ・特徴ある地域文化・芸能の情報発信

OK



など

【経費】

- ・環境整備活動等に対する労力の対価（日当及び費用弁償）
- ・地域づくりフォーラムやワークショップの際の外部講師への謝金
- ・地域資源保全のための作業に必要な草刈り機などの備品
- ・特産品の開発などの事業実施に必要な食材の購入
- ・空き家・空き店舗の賃借料
- ・事業推進上の農作物等の種苗代
- ・情報発信に必要なパソコン購入費及び通信費

など

【事業】

美篠地域全体の活性化や地域づくりに結びつかない事業

- ・政治、宗教、営利を目的とする事業
- ・恒常に実施している地域のスポーツ大会・文化祭等の事業
(交付金がなくとも実施するもの)
- ・単に施設整備や物品購入のための事業
- ・個人の資産形成や給付等の補助的事業
- ・同一事業で連続3年利用した事業
(ただし、毎年プラスアップが必要)

NG

など

【経費】

- ・団体・施設の運営費及び人件費
- ・慰労会等の飲食費
- ・道路改修費など行政が行うべきもの
(原材料の支給を受けて、住民自らが施工するものを除く。)
- ・イベントへの参加賞や賞品などの経費
- ・公民館のエアコン設置・コピー機購入などの経費
- ・移住者等への入区費補助
- ・交付金の積立（基金造成）

など